

議案第25号

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和6年板橋区条例第66号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」
に改める。

第22条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条
の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する
者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

内閣府令の改正に伴い、児童指導員の資格要件に子ども家庭ソーシャ
ルワーカーの資格を有する者を加えるほか、所要の規定整備をする必要
がある。